

地域環境美化活動推進協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市内の自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）が実施する地域環境美化活動（以下「活動」という。）に対し交付する地域環境美化活動推進協力金（以下「協力金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(協力金交付の対象となる活動)

第2条 協力金交付の対象となる自治会の活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域の清掃美化活動
- (2) 浜松市環境美化推進員要綱第4条に掲げる活動
- (3) その他市長が認める活動

(協力金の額)

第3条 協力金の額は、予算の範囲内において市長が定める。

2 協力金の額は、次の式により算出した額を上限とする。なお、自治会の世帯数は当該年度の4月1日時点の当該自治会の世帯数とする。

- (1) 101世帯以上の自治会は、当該自治会の世帯数×80円
- (2) 100世帯以下の自治会は、当該自治会の世帯数×50円+3,000円

(報告書の提出)

第4条 第1条に掲げる活動を行った自治会は、地域環境美化活動実施報告書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の報告書により活動を実施したことを確認した時は、第3条の規定により協力金の額を決定し、交付するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 地域環境美化活動推進奨励金交付要綱は、廃止する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

報告者 自治会名
代表者住所
代表者氏名 会長 印

地域環境美化活動実施報告書

今年度において、下記の地域環境美化活動を実施したので、報告します。
協力金の交付が決定したときは、下記の口座に振り込んでください。

記

- (1) 資源物分別収集容器（コンテナ）の保管及び資源物集積所への配置
- (2) ごみ・資源物の分別及び排出の指導
- (3) ごみ集積所等の清潔保持に関する活動
- (4) 地域の清掃活動
- (5) ごみの散乱又は不法投棄の防止等に関する活動
- (6) その他市長が認める活動

{ }

環境美化活動推進協力金支払口座振替先

口座振替先 金融機関名			
口座種別		口座番号	
カタカナ 口座名義			

自治会独自で実施した活動（PRなど）があればご記入ください。

--